

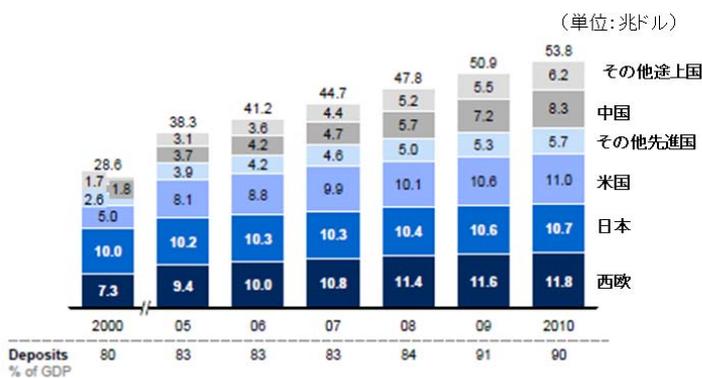
## 第11章. 金融サービス

越境での金融サービスの提供等に関し、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス制限の禁止、行政における透明性の確保といったWTO協定と同種の規律のほか、経営幹部等の国籍・居住要件の禁止、支払・清算システムへのアクセス許可、保険サービス提供の迅速化等の貿易自由化の促進のための規律を協定本文で定めている。

また、連邦制国家の州政府による規制措置について、①情報提供の要請や、②当該措置により金融サービス提供上の重大な障害が生じている場合における国家間の協議の要請に係るメカニズムが設けられている。

なお、金融サービス章の規定は、公的年金計画又は社会保障に係る法律上の制度の一部を形成する活動・サービス（公的医療保険を含む）、締約国の勘定、保証又は財源を利用して行われる活動・サービスには適用されないこととなっている。

### 世界の銀行預金額の推移

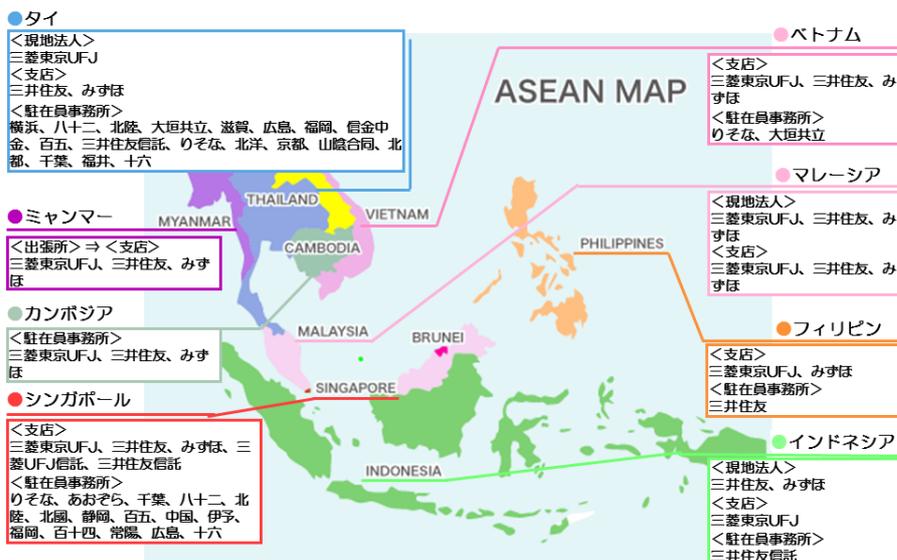


(データ) National central banks; Mckinsey Global Banking pools; Mckinsey Global Institute analysis

(注) 流通貨幣、金融商品市場、銀行以外の金融機関行う預金は除く。

出典: Mckinsey&Compy Mapping global capital market 2011

### ASEAN諸国における邦銀の進出状況(2015年3月末時点)



出典: 金融庁資料